

## 令和4年12月定例県議会付議案

議案第 1号 令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 5号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第2号）

議案第 6号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算（第1号）

議案第 8号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 9号 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）

新型コロナウイルス感染症は、そのウイルスが現在も変異を続けており、クラスターの発生を契機として感染が爆発的に拡大する状況は変わっておらず、加えて、感染力の増大により感染者が増加し、それに比例して死者も増加する傾向にある。新たな変異ウイルス出現を否定できない中、今後も県民の生命及び健康を守るために、県民、事業者等が一丸となってクラスター対策を継続して行っていく必要があることから、条例の有効期間を1年間延長するものである。

(概要)

条例の失効期限を令和6年1月31日（現行 令和5年1月31日）とする。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（税務課等）

控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人の寄附金税額控除の指定の期間の更新、森林環境保全税の廃止及び豊かな森づくり協働税の新設並びに産業廃棄物処分場税の適用期間の延長等、所要の改正を行うものである。

(概要)

①鳥取県税条例の一部改正

ア 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人ハーモニイカレッジに対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和5年1月1日から令和9年12月31日まで（現行 平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）に更新する。

イ 森林環境保全税を廃止して豊かな森づくり協働税を新設することとし、当該豊かな森づくり協働税に係る県民税の均等割の税率の特例について定める。

ウ 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、令和10年3月31日（現行 令和5年3月31日）までの最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。

②鳥取県附属機関条例の一部改正

ア 知事の附属機関のうち鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会を廃止する。

イ 知事の附属機関として鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会を設置する。

[公布施行 ほか]

**議案第11号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(市町村課、交流推進課)**

旅券法の一部が改正され、同法の規定に基づく事務が改められ、又は廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①一般旅券の記載事項に変更を生じた場合等における一般旅券の発給申請時の現有旅券の確認の事務及び一般旅券の交付時の現有旅券の返納の受理の事務を倉吉市、境港市及び日野郡の町に移譲する。
- ②一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付に係る事務を移譲事務から削除する。
- ③引用する旅券法施行規則の条項を改める。

[令和5年3月27日施行]

**議案第12号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (水産振興課)**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場に設置されている魚体選別機の廃止に伴い、市場施設の内容及びその使用料について定める規定中、魚体選別機に係るものを削るものである。

[公布施行]

**議案第13号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (空港港湾課)**

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間を令和5年10月28日まで(現行 令和5年3月25日まで)に更新するものである。

[公布施行]

**議案第14号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (会計指導課等)**

受益と負担の公平確保を図るため、また、旅券法の一部が改正され、同法の規定に基づく事務が改められ、又は廃止されたことに伴い、既存の手数料の額の変更又は廃止を行うものである。

(手数料の概要)

引上げ

区分	単位	金額	
		現行	改正後
一般旅券の発給(6月以内に旅券を受領しないことにより、旅券が失効したことのある者が当該失効の日から5年以内に最初に申請する場合)	1件につき	2,000円	4,000円

引下げ

区分	単位	金額	
		現行	改正後
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	1件につき	1,800円	1,400円

廃止

区分
一般旅券の査証欄の増補

[令和5年4月1日施行 ほか]

## 議案第15号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金3,520円を和解の相手方に支払う。

概要：令和4年7月4日、倉吉警察署の職員が、公務のため取り扱った和解の相手方所有のスマートフォンケースをスマートフォンから着脱するなどした際、同スマートフォンケースを破損させたものである。

## 議案第16号 事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業）

### の締結についての議決の一部変更について（西部総合事務所）

急激な資材高騰及び労務費の上昇により、契約金額が増となることに伴い、契約金額の変更を行うものである。

(変更内容)

契約金額：変更前 1,598,717,791円 → 変更後 1,655,021,372円 (56,303,581円の増)

## 議案第17号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（産業未来創造課）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第18号 当せん金付証票の発売について（財政課）

令和5年度宝くじ発売総額：53億円以内

(令和4年度宝くじ発売議決額：53億円以内)

## 議案第19号 令和3年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

(単位：千円)

会計名	歳 入	歳 出	差 引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	412,881,429	401,120,433	11,760,996	3,603,230	8,157,766

特別会計歳入歳出決算額

(単位：千円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引
用品調達等集中管理事業特別会計	1,468,145	1,334,534	133,611
公債管理特別会計	64,531,240	64,531,240	0
給与集中管理特別会計	27,182,127	27,178,452	3,675
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	99,899	25,267	74,632
国民健康保険運営事業特別会計	55,772,415	53,722,912	2,049,503
中小企業近代化資金助成事業特別会計	50,540	48,236	2,304
就農支援資金貸付事業特別会計	215,474	30,883	184,591
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	158,307	30,341	127,966
県営林事業特別会計	122,254	116,957	5,297
県営境港水産施設事業特別会計	243,745	236,976	6,769
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	297,848	1	297,847
港湾整備事業特別会計	75,244	49,076	26,168
収入証紙特別会計	835,947	835,947	0
県立学校農業実習特別会計	64,321	44,704	19,617
育英奨学事業特別会計	1,039,640	489,893	549,747

## **議案第20号 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（福祉保健課）**

核家族化や都市化の進展、社会の高度化・複雑化により、ヤングケアラーや産後鬱を発症する者、老々介護、8050問題等による負担を負う者等が本人が望まない孤独を感じ、社会とのつながりが少ないこと等により孤立していることが社会的な問題となっている。これらの解決には、周囲の理解と協力を得ながら、「支え愛」によるきめ細やかな対策が必要であることから、県、市町村、県民、関係団体等、民間支援団体及び事業者が一体となって、人々の絆を活かして誰一人取り残さない社会をつくり、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができる社会を目指す。

### **(概要)**

- ①援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援は、全ての援助者等が個人として尊重され、自己実現や社会参加をし、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。
- ②県は、援助者等への支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体と相互に連携を図るとともに、助言その他の必要な支援を行う。
- ③市町村は、援助者等への支援に関する施策に取り組むとともに、法令等のサービスによっては十分な援助を受けられない人等を、地域の社会資源の活用や新たな施策の創設等によって、支援するよう努める。
- ④県民は、あらゆる機会を通じて、本人及び家族・援助者についての理解と関心を深めるとともに、地域における見守り及び声かけその他の支援に努める。
- ⑤県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、支援に当たり、必要に応じて、法令の規定に基づいて、又は本人の同意を得て、その個人情報を関係機関と共有するよう努める。
- ⑥県は、市町村と連携協力して、必要な支援に関する施策を推進する。

#### **ア 援助者等及び被援助者に共通する施策**

被援助者、援助者、家族、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進 など

#### **イ ヤングケアラーをはじめとする援助者等を支援する施策**

家族・援助者の負担軽減に必要な支援 など

#### **ウ 障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策**

福祉サービス、生活訓練及び就労支援の充実 など

- ⑦支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置する。

[令和5年1月1日施行]

## **議案第21号 鳥取県個人情報保護条例（県民参画協働課）**

鳥取県個人情報保護条例について、デジタル化等の環境の変化に対応し個人情報の保護を図るため、及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行及び個人に関する情報（死者に関する情報を含む。）の保護に関し必要な事項を定める等、所要の改正を行うものである。

### **(概要)**

- ①個人情報の保護に関する法律の施行及び個人に関する情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人に関する情報の保護に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る。
- ②県の機関が作成・公表すべき条例個人情報ファイル等、保有個人情報の開示の実施に係る手数料及び鳥取県個人情報保護審査会の設置、事務、委員の服務、合議体、調査権限、審査請求の調査審議手続の非公開等について定める。
- ③県の機関における死者に関する情報の取扱いについては、生存する個人に関する情報の取扱いの例によるものとする。
- ④鳥取県情報公開審議会の名称を鳥取県情報公開審査会に改め、同審査会の合議体、調査権限及び審査請求の調査審議手続について定める等、関係する条例について所要の改正を行う。

[令和5年4月1日施行]

## **議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）**

人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に鑑み、一般職の職員の給与等を改定するとともに、知事等特別職の職員の給与について、一般職の職員に準じて改定する等所要の改正を行うものである。

### **(概要)**

- ①職員の給与に関する条例の一部改正
  - ア 給料月額：国の俸給表に準じた給料表に改定する。
  - イ 扶養手当：子に係る手当額を国と同額に引き上げる。
  - ウ 勤勉手当：支給割合を年0.15月分引き上げる。
  - エ 高年齢層の昇給制度：50歳を超える職員の標準昇給号給数を国に準じた制度に改正する。
  - オ 定年前再任用短時間勤務職員などの再任用職員の給料及び期末手当・勤勉手当を定年引き上げの対象となる職員と均衡させる。
- ②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正  
勤勉手当：支給割合を年0.15月分引き上げる。
- ③鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正  
知事等の給与等について、①ア及びウの改正に準じた改正を行う。

[公布施行 ほか]

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 令和3年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
倉吉未来中心舞台照明・舞台機構設備等改修事業費	R2～R3年度	1,419,287,793

## 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 損害賠償に係る和解について（令和4年11月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失10割）

事故の概要：令和4年2月19日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で前進した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年11月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金189,691円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年6月24日、警察本部刑事部捜査第一課の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方使用の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年11月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金86,889円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年7月5日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車し、助手席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の前部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年11月10日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金209,920円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年7月3日、和解の相手方が、軽貨物自動車で主要地方道鳥取河原用瀬線から沿道の敷地に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋がずれ落ち、同車両が破損したものである。

### (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年11月10日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金155,562円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年7月24日、和解の相手方が、鳥取港岸壁を軽貨物自動車で走行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 2件